

提出 順番	No. 6	平成 30 年 2 月 23 日 午前・午後 1 時 00 分受領
----------	----------	--------------------------------------

平成 30 年 2 月 23 日

幕別町議会議長 芳 滉 仁 様

幕別町議会議員 谷 口 和 弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
国民健康保険加入者への保健指導、予防化対策の充実について	<p>「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立した。この法改正により自営業者や年金生活者らが加入する公的医療保険である国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営における中心的な役割を担うこととなり、都道府県単位化が図られることとなった。</p> <p>また法改正によって国民健康保険に新しい財政支援制度である「保険者努力支援制度」が平成30年度から本格導入される。市町村による特定保健指導の実施率や、糖尿病などの重症化の予防への取組に応じて国が自治体に交付金を加算する仕組みで、全国の市町村を対象に取組状況を点数化して評価し、総額年500億円程度が点数に応じて交付金の配分を決める制度となっている。</p> <p>広域化となっても国民健康保険に加入している幕別町民の保険料負担軽減は切迫した課題であり、さらには交付金の加算分で地域住民の健康づくりのための施策充実にもつなげられるこれから、町の取組が「保険者努力支援制度」において高配点・高評価を受けることは重要と考える。については、以下の点を伺う。</p> <p>① 平成30年度における「保険者努力支援制度」の市町村分は、「保険者共通」「国保固有」の2分野にそれぞれ6指標が設定されている。特定健診やがん検診の受診率、病気のリスクが高い人に対して保健師らが生活習慣の見直しを支援する特定</p>

保健指導の実施率や住民と自治体双方の健康づくりへの意識、取組などが点数化されて評価されることになる。

それぞれの指標の細目ごとに幕別町の配点状況はどうなっているか。また配点状況から今後の保健指導や予防化対策充実といった課題をどのようにとらえているのか伺う。

- ② 「保険者努力支援制度」は平成28年度から前倒しで実施されている。これまでの幕別町への交付状況について伺う。

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。